

議案第 93 号

山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例
山陽小野田市個人情報保護条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 9 号）の一
部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものを
いう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他
の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を
除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若し
くは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚
によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をい
う。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その
他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有
する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第
3 項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。
以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報
と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる
こととなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第 2 条中第 10 号を第 11 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下
げ、同条第 6 号中「及び第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第 26 条に

において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第5条第4項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第6条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第15条第4項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「及び第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に1号を加える改正規定(「及び第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。)、第15条第4項第1号の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正後の山陽小野田市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第2条第3号に規定する実施機関が保有している同条第5号に規定する個人情報ファイルであって、当該個人情報ファイルに記録される個人情報に新条例第2条第2号に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「開始しているときは、山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成29年山陽小野田市条

例第 号) の施行後遅滞なく」とする。

(準備行為)

- 3 新条例第 5 条第 4 項第 2 号の規定による審査会への意見の聴取その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山陽小野田市個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</u></p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p>ア <u>法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報</u></p>

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 情報提供等記録 番号法第 2 3 条第 1 項及び第 2 項 (これらの規定を番号法第 2 6 条において準用する場合を含む。) に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(個人情報の収集の制限)

第 5 条 (略)

2・3 (略)

4 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでな

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 情報提供等記録 番号法第 2 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(個人情報の収集の制限)

第 5 条 (略)

2・3 (略)

4 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集しては

い。

(1)・(2) (略)

(個人情報を取り扱う事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(6) (略)

2～5 (略)

(自己情報の訂正等の請求)

第15条 (略)

2・3 (略)

4 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

ならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(個人情報を取り扱う事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

2～5 (略)

(自己情報の訂正等の請求)

第15条 (略)

2・3 (略)

4 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) (略)

5 (略)

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) (略)

5 (略)